

広域ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和6年（2024年）11月

西尾市

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

広域ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

管理者 西尾市長 中村 健

(4) 事業目的

本事業は、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）に基づき広域ごみ処理施設の整備・運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的としている。

(5) 事業概要

本事業は、西尾市、岡崎市及び幸田町から排出される一般廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に処理するために西尾市に施設整備を行うとともに、20年間の運営管理をDBO（Design Build Operate）方式により実施するものである。

なお、運営期間は20年を予定しているが、本件施設は35年程度使用することを予定し整備・運営を実施する。

本事業に当たっての基本方針は、次のとおりとし、住民に開かれ、地域から信頼された親しみの持たれる施設づくりを目指すものとする。

◆安心、安全で安定した処理を行う施設

- ・長期間停止することなく、安全かつ安定してごみ処理を継続することができる施設
- ・作業環境に配慮し、トラブルや事故の発生が極力無い施設

◆防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設

- ・災害に対して、建築構造物及びプラント設備の機能確保が図られ、地域の避難所としても高い信頼性を確保した強靱な施設
- ・外部からの電力、燃料、薬品等の供給が途絶えた場合でも、自立運転を行うことが可能な施設

◆周辺の豊かな自然及び環境に配慮した施設

- ・排ガス、騒音、振動、悪臭等の基準を遵守し、さらにこれらの環境負荷を極力低減することで、豊かな自然環境との共存が図れる施設

◆エネルギーと資源の有効活用を推進し、脱炭素化を促進する施設

- ・廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用することで地域の脱炭素化を促進する施設
- ・廃棄物処理に伴い発生する副生成物の資源化により、有効活用を図る施設
- ・持続可能な資源循環型社会の構築に向けて4Rを推進する施設

◆地域に開かれ、親しまれる施設

- ・積極的な情報発信や情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設
- ・わかりやすい環境学習の場として、地域に開かれた施設
- ・住民が集い、交流のできるコミュニティ機能を備えた地域に親しまれる施設

◆経済性に配慮した施設

- ・施設整備及び運営に係る費用を可能な限り低減できる施設
- ・施設の長寿命化に対応できる施設

(6) 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	愛知県西尾市吉良町岡山大岩山65
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務 : 契約締結日から令和12年6月30日まで 運營業務 : 令和12年7月1日から令和32年3月31日まで
主要な施設	工場棟(管理諸室含む。)、スラグストックヤード棟(溶融を行う場合)、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等
処理方式	ストーカ式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式のいずれかの方式
処理対象物	①可燃ごみ、可燃性粗大ごみ ②リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設処理残渣 ③浄化槽汚泥 ④災害廃棄物
供用開始	令和12年7月1日
施設規模	266t/日(133t/日×2炉、24時間稼働)
エネルギー回収率	20.5%以上とする

(7) 事業方式

本事業における施設の整備・運営は公設民営方式(DBO方式)により実施する。

(8) 事業の対象となる業務範囲

本市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

ア 民間事業者が行う業務

(ア) 本件施設の設計・建設に関する業務

【本件施設の設計に関する業務】

- ① 本件施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市が行う循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援

【本件施設の建設に関する業務】

- ① 本件施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請(支援を含む。)等
- ③ 近隣対応(民間事業者が対応すべき範囲)

(イ) 本件施設の運営に関する業務

- ① 運転管理業務(受付・計量業務を除く。)
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務

- ④ 防災等管理業務
- ⑤ 運営関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ 副生成物の運搬、資源化業務
- ⑧ 近隣対応（民間事業者が実施する業務に関連するもの）

イ 本市が行う業務

(ア) 本件施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣対応
- ③ 本件施設の交付金申請手続き
- ④ 本件施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本件施設の運営に関する業務

- ① 本件施設への搬入可能物の搬入
- ② 受付・計量業務
- ③ 搬入禁止物及び処理困難物の処分
- ④ 近隣対応（民間事業者が実施する業務以外）
- ⑤ 行政視察対応
- ⑥ 運営モニタリング
- ⑦ 飛灰の運搬・最終処分
- ⑧ 電力の売却
- ⑨ その他これらを実施する上で必要な業務

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業を公設民営方式（DBO方式）で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。具体的には以下について評価を行う。

- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
- イ 公設民営方式（DBO方式）として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 総合的評価

(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を公設公営方式（単年度委託）として実施する場合及び公設民営方式（DBO方式）として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(7) 事業費算出の前提条件

項目	公設公営方式 (単年度委託)	公設民営方式 (DBO方式)	算出根拠
①設計・建設 業務に係 る費用	施設整備費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 本市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定 公設民営方式（DBO方式）として実施する場合の費用は、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
②運營業務 に係る費 用	運營業務費 ・人件費 ・需用費 ・維持管理費 ・資源化委託費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 本市が自ら実施する場合の運營業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定 公設民営方式（DBO方式）として実施する場合の需用費と維持管理費について、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定 人件費と資源化委託費は、公設公営方式（単年度委託）として実施する場合と公設民営方式（DBO方式）として実施する場合いずれも同額と設定
③資金調達 に係る費 用	交付金 地方債 一般財源	同左	<ul style="list-style-type: none"> 交付金は循環型社会形成推進交付金を活用するものとして設定 地方債の充当率は、補助金・交付金対象事業費を対象に、補助金・交付金充当額を除いた額に90%、補助金・交付金対象外事業費に対しては75%として設定し、償還期間は20年（据置3年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定
④支援業務 等に係る 費用	事業者選定に係 る発注者支援 設計・施工監理業 務費	事業者選定に係る 発注者支援 設計・施工監理業 務費 運営モニタリング 業務費	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント見積により設定 公設民営方式（DBO方式）として実施する場合にのみ運営モニタリング業務費を設定
⑤その他の 費用	—	SPC経費 開業費 各種税金等	<ul style="list-style-type: none"> 公設民営方式（DBO方式）として実施する場合は、SPC経費、開業費、各種税金等を設定

※SPC：Special Purpose Companyの略。本件施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社。

(イ) VFM算出の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	0.759%	長期国債新発債流通利回(10年)の過去20年間平均値より設定
②物価上昇率	—	物価変動は、事業方式によらず同様に影響が生じることから、物価上昇は考慮しない。
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、公設公営方式(単年度委託)として実施する場合と公設民営方式(DBO方式)として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、公設公営方式(単年度委託)及び公設民営方式(DBO方式)として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、6.9%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	財政負担の比較
①公設公営方式(単年度委託)として実施する場合	100.0
②公設民営方式(DBO方式)として実施する場合	93.1

(3) 公設民営方式(DBO方式)として実施することの定性的評価

本事業を公設民営方式(DBO方式)により実施する場合、本市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び運營業務の効率化

本件施設の設計・建設及び運營業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ(専門的知識や技術的能力等)が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運營業務が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運營業務内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運營業務内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

公設民営方式(DBO方式)として実施する場合は、公設公営方式(単年度委託)と比較して

本市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施するため、本市はこれらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、事業者が、本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、公設民営方式（DBO方式）として実施することにより、公設公営方式（単年度委託）に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、6.9%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

したがって、本事業を公設民営方式（DBO方式）として実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条に準じ、特定事業として選定する。